（麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正）

第二条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（譲渡しの許可申請） **第九条**　法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は第二種大麻草採取栽培者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者（第二種大麻草採取栽培者を除く。）にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。 一～七　（略） （権限の委任） **第五十五条**　法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限（第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。）を自ら行うことを妨げない。 一～十　（略） 十一　法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び第二種大麻草採取栽培者に係るものを除く。） 十二～四十四　（略） ２　（略）	（譲渡しの許可申請） **第九条**　法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。 一～七　（略） （権限の委任） **第五十五条**　法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限（第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行つた場合に限る。）を自ら行うことを妨げない。 一～十　（略） 十一　法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。） 十二～四十四　（略） ２　（略）

（大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の一部改正）

第三条　大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十二年厚生省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 １　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二条の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 一　法第十三条第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。） 二　法第十三条第二項において準用する法第七条に規定する権限（大麻草研究栽培者に係るものに限る。） 三　法第十七条第二項において準用する法第十一条に規定する権限 四　法第十七条第二項において準用する法第十二条に規定する権限 五　法第十七条第二項において準用する法第十二条の二第一項に規定する権限	大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令 １　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 一　法第十三条第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限 二　法第十三条第二項において準用する法第七条に規定する権限 三　法第十七条第一項において準用する法第十一条に規定する権限 四　法第十七条第一項において準用する法第十二条に規定する権限 五　法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項に規定する権限